

遺言は「全財産をご相談者に相続させる」旨を書くこと。
一番簡単なのは、養子縁組をすることです。

いざれにしてもご相談者は相続人ではないので、叔母さんが亡くなればその家に住む権利はなくなります。相続人から要求されば家を出なければならぬし、もし相続人が誰もいなければ、家裁にその旨届け出て相続財産管理人を選任してもらつたうえ、故人と特別の縁故があった事実を申し立てて、遺産を全部なり一部なりもらえるようになります。

でも、「全財産をご相談者に相続させる」旨の遺言を叔母さんに書いてもらえば、心配はありません。その際、できれば家の登記も取つておいたほうがよいです。ただ、自筆証書遺言は形式がきちんと整つてないと

無効なので気をつけないと
ないし、亡くなつた時には家裁
で検認という手続きをしてもら
う必要があります。その点、公
正証書遺言は公証人が作るので
書式の心配はないし検認も不要
です。出張費用を出せば家にも
来てくれますが、作成の際立会
人が2人必要なので、どなたか
に頼んで下さい。

お聞きした状況で、実は一番
簡単なのは、養子縁組をするこ
とです。子供がいれば、兄弟や
甥姪には相続権は一切ないので
すから。いえ、ご相談者が未成
婚届と同じく、各自署名押印の
うえ役所に届けを出すだけです。
届出書には証人2人の署名押印
が必要ですが、これはどなたで
もよく、実印も不要です。ただ
できれば、後にもし問題が生じ
た時のために、お二人の長い関
係を分かつていてる人に書いても
らつたほうがよいと想います。
いずれにしても急いだほうが
よいですよ。うまくいくよう
祈っています。

子供はもう大人だったので養子縁組はせず、そのうちに夫が亡くなり、今の家が叔母のものになつたとのことです。

早いもので、私も今年70歳になりました。
子供の時に両親を亡くし、兄弟はいないし、結局結婚もしなかつたので、子供もいません。天涯孤独の身の上ですが、たゞ遠縁の叔母とはなぜだかご縁があり、叔母の家で一緒に住むようになつて、30年ほどになります。

詳しいことは分からないので
すが、腹違いの兄だか弟がいる
らしいのですが、付き合いがな
く、私も会ったことはありませ
ん。互いにただ一人の家族なの
で、私は叔母をホームに入れず
このまま自宅で看取るつもりで
います。

をしたり、同じ事を繰り返すようになりました。人が言うには、今のうちに遺言を書いてもらわないと、叔母が亡くなつた時、私は家を出ないといけない、急がないとそのうちに完全にぼけてしまい、遺言も書けないと言うのです。

でも、私は遺言の書き方も知らないし、どうしたらよいのか

同居する90歳の叔母の遺言を どのように書けば…

に答へます

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授